

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）
売店設置運営基準

1 趣旨

この基準は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）において、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な基準を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場センターハウス
玄関東側とする。

〒509-7122

恵那市武並町竹折 970 番地 1 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場

TEL/FAX 0573-28-3390/0573-28-3369

3 設置期間

売店の設置期間は、令和 9 年 1 月 27 日（水）から 30 日（土）までとする。
ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了 1 時間後までとする。
ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数は 8 店程度とする。出店位置は実行委員会が決定する。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 経費の負担

売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- （1）国スポ関連グッズ
- （2）スポーツ用品
- （3）郷土物産品

- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）
- (5) その他実行委員会が認めたもの

8 出店者条件

売店の出店者は、(1) の条件のいずれかに該当し、かつ (2) の条件のすべてに該当するものとする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請時に1年以上、恵那市内に事業所を有して営業を継続している者
- イ 競技団体の推薦がある者
- ウ 国民スポーツ大会に出店実績のある者
- エ 国民スポーツ大会関連グッズ、郷土物産品又は飲食物に係る関係団体等
- オ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

- ア 競技開催期間中、本基準で定める開設時間を遵守し、出店できること。
- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者について、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。
- カ 販売員として、暴力団員等を使用し又は雇用しないこと。

9 運営設備等

売店出店に伴う設備備品等は次のとおりとし、実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこの変更できるものとする。

- (1) テント（D3.6m＊W2.7m）
- (2) 長机2台
- (3) 椅子4脚

なお、実行委員会準備用品以外に必要な備品等は、出店者で準備すること。

10 出店に係る申請及び許可

出店希望者は、売店出店申請書（様式第1号）を令和8年11月10日（火）までに実行委員会に提出するものとする。実行委員会は、出店を許可した者に対し、売店出店許可書（様式第2号）を交付する。

11 出店者の選定

実行委員会は、本基準に基づいて出店者の審査を行うとともに、競技団体の意向、出店品目のバランスを考慮し、適当と認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
 - (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者
- これによりがたいときは、抽選により選定する。

12 飲食物販売者条件

取扱商品のうち、食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けなければならない。また、出店者として選定されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

13 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

14 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し又は管理運営を委託すること。
- (2) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。

- (3) アルコール飲料及び危険物を販売すること。
- (4) 拡声器及びこれに準ずるものを使用すること。
- (5) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

15 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したゴミは、毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 販売品等の搬入搬出に使用する車両は、実行委員会が指定する駐車場に駐車すること。また、当該車両には実行委員会が別途交付する駐車許可証等を指定された位置に提示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (4) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (5) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧を心がけること。
- (6) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (7) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出した時には、その指示に従うこと。
- (8) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。
- (9) その他、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

16 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

17 事故等発生時の対応

売店において事件又は事故が発生した場合は、売店責任者は、警察等関係機関に直ちに連絡する等、初期対応にあたりるとともに、実行委員会に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに警察等期間及び実行委員会に連絡し、その指示に従うものとする。

18 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 本基準及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不適当と認めたとき。

19 損害賠償

出店者（販売員を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

20 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、遅滞なく出店に要した物品等を搬出し、出店ブースを原状に復さなければならない。

22 実行委員会が必要と認めた場合の設置及び運営

競技会を円滑に運営する上で、実行委員会が必要と認めた場合は、出店に係る設置及び運営方法については、本要項によらず、競技団体と実行委員会において協議の上、決定する。

23 その他

この基準に定めるもののほか、売店設置及び運営の実施に関し、必要な事項は実行委員会が別に定める。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会
(スピード) 恵那市実行委員会
会長 小坂 喬峰 様

申請者

住所

連絡先

売 店 出 店 申 請 書

次のとおり、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）売
店設置運営基準を順守し、出店を希望するので、許可されるよう申請します。

出店内容	☐ 飲 食 ☐ 物 販
詳 細	
使用期間	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()
使用（利用又は参加）者の人員	
駐車する車の台数	
売店責任者	

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

様

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会
(スピード) 恵那市実行委員会
会長 小坂 喬峰

売 店 出 店 許 可 書

令和 年 月 日付けであった申請について、次のとおり許可します。

出店内容	☐ 飲 食 ☐ 物 販
詳 細	
使用期間	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()
使用 (利用又は参加) 者の人員	
駐車する車の台数	
売店責任者	

※第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会 (スピード) 売店設置運営基準を順守し、出店すること。